

都道府県知事

市長・特別区長 殿

環境省水・大気環境局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による騒音規制法及び振動規制法の一部改正について（通知）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）が、平成 23 年 8 月 30 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。また、これに伴い、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）及び振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令」（平成 23 年政令第 364 号）が平成 23 年 11 月 28 日に、関係省令の一部改正を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令」（平成 23 年環境省令第 32 号）が平成 23 年 11 月 30 日に公布され、いずれも平成 24 年 4 月 1 日に施行された。加えて、関連する告示が平成 24 年 4 月 1 日に改正された。

貴職におかれては、これらの法令等の施行に遺憾なきを期されたい。

また、本通知の趣旨を踏まえ、貴管下町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正された法令等

- (1) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (2) 騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）
- (3) 騒音規制法施行規則（昭和 46 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第 1 号）
- (4) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）

- (5) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 64 号）
- (6) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省・建設省告示第 1 号）
- (7) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (8) 振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）
- (9) 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）
- (10) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月環境庁告示第 90 号）

第 2 改正の内容

騒音規制法及び振動規制法に基づく次の事務は、市の長が行うこととされた。なお、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区については、第 2 次一括法の施行前においても、当該事務を行うこととされている。

1 騒音規制法関係

- (1) 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定に関する事務及び同条第 3 項（第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務
- (2) 同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定に関する事務
- (3) 同法第 18 条第 1 項の規定による常時監視の事務及び同条第 2 項の報告の事務
- (4) 同法第 19 条の規定による公表の事務
- (5) 同法第 22 条の規定による関係行政機関の協力の事務

2 振動規制法関係

- (1) 振動規制法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定に関する事務及び同条第 3 項（第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務
- (2) 同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定に関する事務
- (3) 同法第 20 条の規定による関係行政機関の協力の事務

第 3 騒音規制法等の施行の際の通達等について

第 2 次一括法による改正後の騒音規制法及び振動規制法の運用に当たっては、「騒音規制法の施行について」（昭和 44 年 1 月 30 日付け厚生省環第 30 号・44 農経 C 第 229 号、44 企第 678 号・官開第 35 号・建設省計建発第 2 号厚生事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官・運輸事務次官・建設事務次官通達）、「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 46 年 8 月 19 日付け環大特第 2 号環境事務次官通達）、「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 46 年 9 月 20 日付け環大特第 6 号・環大自第 2 号環境庁大気保全局長通達）、「振動規制法の施行について」（昭和 51 年 12 月 1 日付け環大特第 154 号環境事務次官通達）等の技術的な助言の内容を踏まえるものとする。